

平成二十六年四月一日付け広島県報（号外）第二十六号に登載の広島県規則第四十五号（広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則）の一部を次のように訂正する。

教育委員会事務局教育部高校教育指導課長

ページ	行	誤	正
一〇	一から二	平成 年 月分から平成 年 月分まで	※平成 年 月分から平成 年 月分まで